

I いじめ対策防止推進法より

第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

第8条 学校および学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。責務を有する。

※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

II いじめ防止のための取り組み

1. 学校全体での取り組み

- (1) 授業の充実（わかる授業を追求し、学力不安の解消をめざし、ストレスの軽減を図る）
- (2) HR活動の充実（SHR等における行動観察・各種アンケートを活用し、生徒理解に努める）
- (3) 人権・規範意識の醸成（自他を労わる心、決まりを守る心を育てる）
- (4) 情報モラル教育の充実（ネット活用モラル等の高揚を図る）
- (5) 部活動のさらなる活性化（集団行動における協調性やチームワークを学ぶ）
- (6) 体罰禁止の徹底（教師の人権意識・人類愛の高揚を図り、生徒と愛ある関係を築く）
- (7) 学校行事等を通して、基本的生活習慣・態度の育成（全体集会、学科行事等での社会性の醸成）
- (8) 各種アンケートの実施（生徒の現状や特性を理解することで、効果的な指導を行う）

①定期的に行うアンケート及び実態調査

- 心の安全チェックアンケート
- 学校評価生徒アンケート
- Q-Uアンケート

②教育委員会等によるアンケート及び実態調査

- 携帯電話・ネットモラル等に関するアンケート

③その他

2. それぞれの役割に応じた取り組み

(1) HR担任・教科担任

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍

観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
 - ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他者の生徒によるいじめを助長することのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (2) 養護教諭
- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- (3) 生徒指導担当教諭
- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
 - ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取り組みを推進。
- (4) 管理職
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進。

Ⅲ 早期発見のための取り組み

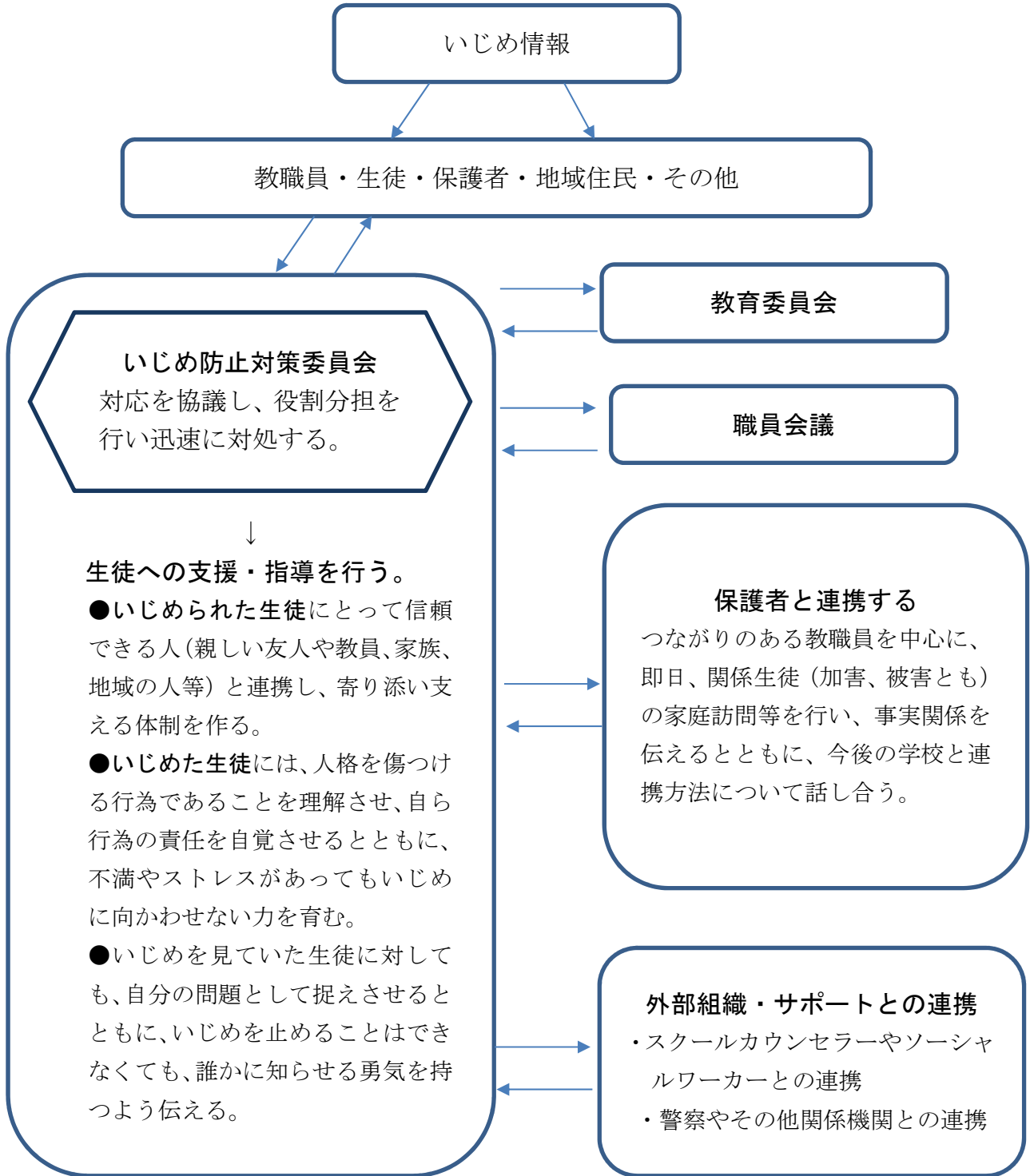
1. 教職員の取り組み

- (1) 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- (3) 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- (4) 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子い目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。
- (5) 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- (6) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- (7) 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認
- (8) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

2. 保護者・関係機関との連携

- (1) いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して、「いじめのない学校づくり」への協同を呼びかける。
- (3) P T A総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭におけるチェック方法の周知。
- (4) 警察その他の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

IV いじめ対応の流れ



1. 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し正確な事実確認をする。
 - ①いじめを発見した時は、直ちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
 - ②必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
2. 双方の保護者と関係職員を交えて関係改善のための取り組みを迅速に行う。
3. 必要に応じてスクールカウンセラーや警察機関等と連携し、きめの細かい指導を行う。
4. いじめの迅速な解決と再発防止に向けた取り組みを行っていく。